

# ○内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領

昭五九・九・七

蔵計二一五〇

最終改正 令六・四・一 財計第一六四六号

## 第一 調査の目的

この調査は、内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧事業について、適正な事業費を算出し、予備費使用額等の算定の資料とすることを目的とする。

## 第二 調査の方法

- (1) 主務省の調査に対して財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）が立会するものとする。
- (2) 調査は、原則として実地にて行うものとするが、申請額（社会福祉施設等（調査要領別表1に掲げる施設をいう。以下同じ。）は建物及び建物以外の工作物を合計した額）が二〇〇万円未満の箇所又は止むを得ない理由により実地調査が困難である箇所については、現地福祉事務所等において机上にて調査を行うことができる。この場合には、写真、設計書等により被災の事実、被災の程度等を十分に検討のうえ慎重に採否を決定するものとする。

## 第三 調査の対象

- (1) 調査の対象は暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により被害を受けた別表1の施設等であって、その内容は、建物、建物以外の工作物、土地、設備に係る復旧及び災害等廃棄物処理事業とする。
- (2) 土地が施設整備の補助金の対象とならない施設にあつては、土地は調査対象外とする。
- (3) 工作物が施設整備の補助金の対象とならない施設にあつては、工作物は調査対象外とする。
- (4) 設備については、次に掲げる施設に係るものを対象とする。
  - ア 医療機関施設及び医療関係者養成所施設
    - (ア) 医療機関施設の建物と一体として復旧を行う必要がある医療用設備  
建物と同時に設備が被災した場合において、当該建物と一体として復旧を行う必要がある医療用設備で、次のいずれかに該当するものに限る。
      - A 設置に当たり、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の適用を受ける放射線発生装置であつて、建物と機能的に一体であるもので、リニアック、ベータトロン、コバルト60照射装置及びこれらと同等の機能を有するもの
      - B 設置に当たり、専用の施設を必要とするエックス線装置であつて、コンピューターにより画像処理するもので、CTスキャン（全身用、頭部用）及びこれらと同等の機能を有するもの

- C 設置に当たり、専用の施設を必要とするMR（核磁気共鳴）を利用する画像診断装置
- D その他当該建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備

（イ）医療機関施設の医療機器（激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合に限る。）

（ウ）医療関係者養成所施設の教材等（激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合に限る。）

#### イ 廃棄物処理施設

廃棄物処理施設の設備にあつては、別表1に定める施設の設備（当該施設の所有に係るもので、当該施設の業務の遂行上必要なものをいう。）とする。

- （5）第一項の「異常な天然現象」についての調査及び災害復旧事業採択の範囲については、公共土木施設災害復旧事業査定方針（昭和三二年七月一五日付建河発第三五一号）第二（災害原因の調査）及び第三（採択の範囲等）の第一項に準じて取り扱う。

### 第四 一箇所の定義

- （1）各施設ごとに同一敷地内及び機能的に同一敷地内とみなされる位置に所在するものを一箇所として取扱うものとする。
- （2）国立公園等施設の道路にあつては、一五〇メートルをこえる位置に所在する箇所は別箇所とする。なお標識については道路の被害延長外のものとは別箇所とする。

### 第五 適用除外

次の各号に掲げるものは適用除外とする。

- （1）一箇所の調査額が別表1の限度額未満のもの。
- （2）明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に基因して生じたと認められる災害に係るもの。
- （3）著しく維持管理の義務を怠つたことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの。
- （4）緊急に復旧しなければ執務上著しく支障があると認め難いもの。
  - イ 被災した建物、建物以外の工作物又は設備と同種のものに余裕のあるもの。
  - ロ 当該年度に整備計画のあるもの。
  - ハ 建物の補修の必要性はあるが緊急性に乏しいもの。
- （5）工作物及び土地で、当該施設を復旧しなくても、他の施設等に被害を及ぼすおそれのないもの又は業務上、治安上放置しても支障がないと認められるもの。

（6）調査前着工を行ったもののうち写真等の資料により被災の事実の確認できないもの。

（7）一品目の復旧額が「医療施設等災害復旧費補助金交付要綱」の別表の施設区分ごとに定める対象経費未満の医療機関施設の医療機器及び医療関係者養

成所施設の教材等。

## 第六 諸経費率

本調査の対象となる復旧事業にかかる諸経費率は別に定める場合を除き、別表2のとおりとする。ただし、これによりがたいときは、個別協議により諸経費を算出することができる。

## 第七 復旧費の算出等

医療機関施設のうち政策医療実施機関施設（公的医療機関施設を除く）、研修施設、看護師宿舎及び救急医療情報センターの復旧に要する経費は、復旧調査額又は基準額（「医療施設等災害復旧費の国庫補助について」（平成七年厚生省発健政第二二号）の別表の基準額をいう。）のいずれか低い額とする。

## 第八 その他

調査に当たり、本要領に規定のない事項は、官庁建物等災害復旧実地調査要領の取扱いに準じて処理する。

## 第九 報告

調査終了後一週間以内に本省あて別紙様式1により報告書を提出すること。ただし、次の各号に該当する場合は別紙様式2により報告書を提出すること。

- (1) 主務省と財務局との意見が一致しない場合。
- (2) 調査額が、一億円以上の場合。



様式2

省所管補助施設災害復旧費実地調査報告書

令和 年 月 日

都道府県名

局

設置者名	施設名	施設の所在地		問題点
施設区分				
	工事概要		金額(千円)	
申請			合計	主務省意見
			内未成・内転属	
			差引額 0	
調査結果			合計	財務局意見
			内未成・内転属	
			差引額 0	
※			合計	※
		内未成・内転属		
		差引額 0		

- (注) 1. 施設区分欄は、建物、工作物、土地、設備の別を記載すること。  
 2. 調査結果欄には、資料又は調査不十分のため積算不能の場合は記載する必要はない。  
 3. 内未成・内転属がある場合は、申請及び調査結果の金額欄にその金額を記載すること。  
 4. 問題点に対して主務省及び財務局の意見をそれぞれ順序を配列して対比記載すること。  
 5. ※欄は空欄にすること。